

中大兄皇子と周公旦

齊明朝の「肅慎」入朝が意図すること

尾崎 勤

齊明四年（六五八）から六年までの三年間、越国守阿倍引田臣比羅夫は連年、船団を率いて日本海を北上し、東北地方西岸を巡って各地の蝦夷を巡撫した。¹ 比羅夫は齊明六年（六六〇）、第三次の北征において、北海道と思われる地に至り、謎の民族Xと交戦し、捕虜を都に連れ帰った。² 『日本書紀』齊明紀はこの民族Xに「肅慎」の名をあてている。肅慎とは中国古典中の伝説的な北方民族である。

齊明紀の「肅慎」が中国古典中の肅慎と同じ民族であると考えざるに少ない。工藤雅樹が、津田左右吉²にもとづいて「肅慎は本来は中国の古典で、最も遠いところから帝王の徳を慕って朝貢に来る民のことで、後には沿海州の地域の民族の名称に固定した語」であり、「中国の本来の肅慎という語の使いかたにならって、比羅夫が接触した最も遠い地域の人びとを『日本書紀』の編者が肅慎と書きあらわし、中国めいた体裁を整えた」と説く³のは、「肅慎」と書いたのが『書紀』編者かどつかはともかく、おおむね妥当な理解である。

ただしこれだけでは、中国的なコンテキストにおいて、ある民族を「肅慎」とよぶことの政治的意味が十分に理解されていない。津田がすでに気づいていたように、中国では「肅慎」の朝貢は、革命王権が革命の前段階において自らを周公旦に

なぞらえるのに利用された。⁽⁴⁾これはほぼ斉明朝の「肅慎」入朝にもあてはまることである。

一 斉明紀阿倍比羅夫北征記事の史料批判

阿倍比羅夫の北征に関する記事は『書紀』斉明四年、五年、六年紀に数条が分散して見られ、北征の回数が果たして『書紀』が記すとおりの三回かどうか疑われてきた。⁽⁵⁾今日では三回の遠征は事実だが、「肅慎」との接触は第三次（斉明六年）のみというのが定説になっている。研究史においてこの説の最初の主張者として回顧されるのは井上光貞⁽⁶⁾だが、井上に先立ち、板橋源⁽⁷⁾がより実証的な手続きによって同様の結論に至っていることを評価したい。

以下、板橋の所論にもとづいて、阿倍比羅夫の北征を整理してみよう。板橋は比羅夫の北征に関する記事をA条、B条、C条、D条、D条下注、E条、F条、G条の八条とした。鄙見によって「沙門智踰造指南車」をC条に、「又皇太子初造漏剋、使民知時」をG条に含めた。この指南車と漏剋（漏刻）の記事は、板橋にかぎらず、従来の研究では比羅夫の北征に關連づけて考えられていない。これらを加えた理由は追々明らかになるだろう。

A条からG条までの各条は、左の表のように、⁽⁸⁾の三系統に分類できる。基準は阿倍比羅夫の呼称である。すなわち、「阿倍臣（注：闕名）」、「阿倍引田臣（注：闕名）」、「阿倍引田臣比羅夫」である。「阿倍」と「阿陪」のちがいは問わない。B条（四年七月条）は阿倍比羅夫が登場しないので、彼の呼称によって帰属を決定することができない。この条は朝貢した蝦夷への叙位を記し、本稿の関心には涉らないので表から省く。比羅夫が登場しないのはE条もそうだが、「靺皮七十枚」がC条と共通するので、⁽⁹⁾に属させる。表中の傍線は固有名詞であることを示す。

齊	I「阿倍臣（注：闕名）」	II「阿倍引田臣（注：闕名）」	III「阿倍引田臣比羅夫」
A：夏四月、阿陪臣（注：闕名）率船師一百八十艘、			C：是歲、越國守阿倍引田臣比

<p>齊明六年</p> <p>F：三月、遣阿倍臣（注：闕名）率船師二百艘、伐肅慎國。阿倍臣以陸奧蝦夷令乘己船、到大河側。於是渡鳴蝦夷一千餘屯聚海畔、向河而營。營中二人進而急叫曰「肅慎船師多來、將殺我等之故、願欲濟河而仕官矣」。阿倍臣遣船、喚至兩箇蝦夷、問賊隱所與其船數。兩箇蝦夷便指隱所曰「船廿餘艘」。即遣使喚而不肯來。阿倍臣乃積綵帛・兵・鐵等於海畔、而令貪嗜。肅慎乃陳船師、繫羽於木、舉而為旗、齊棹近來、停於淺處。從一船裏出二老翁、廻行、熟視所積綵帛等物。便換着單衫、各提布一端、乘船還去。俄而老翁更來、脫置換衫、并置提布、乘船而退。阿倍臣遣數船使喚。不肯來、復於弊賂辨嶋。食頃乞和。遂不肯聽。據已柵戰。于時能登臣馬身龍為敵被殺。猶戰未倦之間、賊破、殺己妻子。</p>	<p>齊明五年</p> <p>D：〔三月〕是月、遣阿倍臣（注：闕名）率船師一百八十艘、討蝦夷國。阿倍臣簡集飽田・淳代二郡蝦夷二百卅一人、其虜卅一人、津輕郡蝦夷一百二十二人、其虜四人、膽振鉏蝦夷廿人於一所、而大饗賜祿。即以船一隻與五色綵帛祭彼地神。至肉入籠。時問菟蝦夷膽鹿嶋・菟穗名二人進曰「可以後方羊蹄為政所焉」。隨膽鹿嶋等語、遂置郡領而歸。授道與與越國司位各二階、郡領與主政各一階。</p>	<p>明四年</p> <p>伐蝦夷。罽田・淳代二郡蝦夷望怖乞降。於是勒軍陳船於罽田浦。罽田蝦夷恩荷進而誓曰「不為官軍故持弓矢。但奴等性食肉故持。若為官軍以儲弓矢、罽田浦神知矣。將清白心仕官朝矣」。仍授恩荷以小乙上、定淳代・津輕二郡郡領。遂於有間濱召聚渡嶋蝦夷等、大饗而歸。</p>
<p>G：〔五月是月〕又皇太子初造漏剋、使民知時。又阿倍引田臣（注：闕名）獻夷五十餘。又於石上池邊作須彌山。高如廟塔。以饗肅慎卅七人。</p>		
	<p>D 条下注：或本云、阿倍引田臣比羅夫與肅慎戰而歸、獻虜卅九人。 E：〔是歲〕又高麗使人持熊皮一枚、稱其價曰綿六十斤。市司咲而避去。高麗畫師子麻呂、設同姓賓於私家日、借官熊皮七十枚、而為賓席。客等羞怪而退。</p>	<p>羅夫討肅慎、獻生熊二・熊皮七十枚。沙門智踰造指南車。</p>

・ ・ は『書紀』が利用した原史料のちがいを反映するだろう。「阿倍引田臣（注：闕名）」は、「闕名」と注記することを重視すれば に近いし、「引田」というウチナがあることを重視すれば に近いという、中間的な形態を示す。

・ ととのあいだには、 ・ は月までわかるが、はそうではないというちがいがあるので、は よりも に近いと考えられる。したがって比羅夫の北征記事は ・ 系統と ・ 系統とに大別できる。

「肅慎」との接触は、 ・ では齊明六年、 ・ では四年と五年である。だが板橋は、「肅慎」との接触は ・ のとおり齊明六年だけであり、の齊明四年C条、五年D条下注、同年E条はみな六年に移すべきだと考えた。

その根拠はこうである。齊明五年E条は、靺鞨を高値で売りつけようとした高麗（高句麗）の使人に対し、高麗画師子麻呂が「官靺鞨七十枚」を見せつけて恥じ入らせた、という説話的な記事である。C条にも「靺鞨七十枚」が見えるので、この両条はもともと一貫した靺鞨説話を構成していたと思われる。E条が繋がられる齊明五年に高麗使来日の記録はなく、周辺でそれを探すと、齊明六年紀に乙相賀取文の来日が記される。乙相賀取文は齊明六年五月に難波に到着し、七月に帰国した。⁽⁸⁾ 靺鞨説話に登場する高麗の使人は、齊明六年の乙相賀取文の使節の一員だったと考えるのが穏当である。理由は不明ながら、靺鞨説話の後半（E条）をあやまって五年に繋けてしまったため、靺鞨七十枚はそれ以前に官府に入っていなければならなくなり、靺鞨の献上を語る前半（C条）が四年に繋がられることになったと思われる。おそらくの原史料には年が記されておらず、それが混乱を誘発したのだろう。

以上、比羅夫が「肅慎」と接触したのは齊明六年の一度きりという板橋の結論は、本稿の行論の大前提である。

二 「肅慎」と指南車の出典

「肅慎」について考えるとき重要なのは、その入朝（G条）と指南車の製作（C条）とが同時であることである。指南車

とは、向きを変えても車上の人形がつねに南を指さして方角を知らせる車である。これはしばしば方位磁針と誤解されるが、左右の車輪の回転数のちがいを歯車によって計算し、人形がつねに一定の方向を向くように制御したカラクリと考えられる。⁽⁹⁾ 指南車を製作した沙門智踰は倭漢（東漢）氏の出身であり、倭漢氏は技術方面での活躍が顕著な渡来系氏族である。⁽¹⁰⁾

阿倍比羅夫の北征に関する従来の研究では、C条後半の指南車製作の記事「沙門智踰造指南車」⁽¹¹⁾は、前半の「是歲、越國守阿倍引田臣比羅夫討肅慎、獻生熊一・熊皮七十枚」と一連の記事としてあつかわれてこなかった。一見すると単に同年に起こった無関係なふたつの事件を箇条書きしただけのように思える。だが「肅慎」と指南車の記事について、つとにト部兼方の『積日本紀』が単一の出典を指摘している。『鬼谷子』の注の「周成王時、肅慎氏獻白雉、還、恐惑。周公作指南車以送之」という一文である。⁽¹²⁾ これからすると「肅慎」と指南車は不可分の関係にある。C条の背後には必ずや、「肅慎」が帰路に迷わないように指南車をあたえたという設定がひかえているはずである。

『積日本紀』が引用する『鬼谷子』の注は、今本の注（梁の陶弘景撰を題するが、唐以後の偽託である）には見えないが、隋代の類書『北堂書鈔』車部・指南車類（卷一百四十）はこの注文とともに「鄭人之取玉也、必載司南之車、為其不惑也」という本文も引くので、『鬼谷子』謀篇の注であることがわかる。またこの注文が『北堂書鈔』が撰修された隋以前のものであることもわかる。『隋書』経籍志によって唐よりまえに存在したことが確認できる『鬼谷子』注には晋の皇甫謐注と梁一（朝代・伝ともに未詳）注とがあるので、『積日本紀』が引く注はいずれかの佚文であるはずだ。

『鬼谷子』注の記事には問題もある。周王朝に白雉を獻じた夷狄としてふつう知られるのは肅慎ではなく越裳であり（後述）、この越裳もまた指南車と関係づけられるのである。晋の崔豹の『古今注』輿服篇につきのようにある。

大駕指南車、舊說周公所作也。周公治致太平、越裳氏重譯來獻白雉一・黑雉一・象牙一。使者迷其歸路。周公錫以文錦二疋、駟車五乘、皆為司南之製。越裳氏載之以南、緣扶南・林邑海際、青年而至其國。使大夫將送、至國而旋、亦乘司南而背其所指、亦青年而還至。

だから『鬼谷子』注の「肅慎」は「越裳」のあやまりとも考えられる。だが梁の元帝の『金樓子』説蕃篇が周公の事績を述べるなかに「越裳氏以三象重九譯獻白雉。肅慎又來入貢獻白雉」という文があり、「三象」とは南方語の通訳官三人の謂、六朝期に白雉の献上が肅慎についても、たしかに語られていたことがわかる。

七世紀後半の日本人は『鬼谷子』注の肅慎と指南車の記事を見ることはできたのだろうか。『日本国見在書目録』が皇甫謐注本を著録するという事実はあるが、『鬼谷子』原典の直接利用よりも、類書を通じた間接利用（孫引き）の可能性を優先的に考えるべきだろう。その類書が『北堂書鈔』だった可能性は低い。『北堂書鈔』は『日本国見在書目録』に著録されないので、日本に将来されなかったと思われる。小島憲之も『書紀』述作における『北堂書鈔』利用の可能性を否定している。⁽¹³⁾

くだんの『鬼谷子』注は『北堂書鈔』のほかに『太平御覽』車部・指南車類（巻七百七十五）にも引用される。『太平御覽』は宋代の書だから七世紀後半の日本人は当然、見ることができないが、『太平御覽』には藍本がある。北齊武平三年（五七二）撰修の『修文殿御覽』である。⁽¹⁴⁾ 小島は『書紀』の述作に類書が利用されていることを明らかにしたが、実際に利用された類書は、小島の想定した『藝文類聚』⁽¹⁵⁾ではなく、『太平御覽』の藍本系類書だったという見かたが近年、強くなりつつある。⁽¹⁶⁾

ただ『太平御覽』は唐代の『文思博要』や『藝文類聚』も副次的に利用している。⁽¹⁷⁾ もしも『太平御覽』の『鬼谷子』注の引用が『文思博要』から引き継ぐものなら、『文思博要』は『日本国見在書目録』に著録されず、日本に舶載していないと思われるから、七世紀後半の日本人は見ることはできなかったことになる。だが『修文殿御覽』と『文思博要』（および『藝文類聚』）にはさらに共通の藍本がある。梁代の『華林遍略』である。『華林遍略』は『日本国見在書目録』に著録される。くだんの『鬼谷子』注は、たとえ『修文殿御覽』に引用されていなかったとしても、七世紀後半の日本人は『華林遍略』によって見ることができたと考えられる。

三 中国における「肅慎」と「越裳」の朝貢

「肅慎」と指南車はともに周公旦の故事を構成する要素である。周公旦は周の文王の第四子であり、武王の弟である。武王は殷の紂王を討つてほどなく亡くなり、武王の子の成王が跡を継いだ。成王はまだ幼かったので、周公が摂政となつて七年間、王位を代行した。「肅慎」と指南車は、暗に周公への連想を要求している。

肅慎は古く『尚書』の「賄肅慎之命」や『国語』魯語下などに見える、伝説的な北方民族である。「賄肅慎之命」は佚篇だが、書序には「成王既伐東夷、肅慎來賀。王俾榮伯作賄肅慎之命」という。『国語』によると肅慎は楛木と石鏃でできた矢を狩獵に用いたという。そのほか『左伝』昭公九年、『山海經』海外西經、大荒北經、『逸周書』王会篇などに言及されるが、その実態に関する知識は中国でも早くに失われた。

だから魏の黄初七年（二二六）、曹植が文帝曹丕の誄を作つて「肅慎納貢、越裳效珍」といったとき、文帝の徳沢が地の果てまでおよんだことをいうのに、その南北の代表として「越裳」と「肅慎」を挙げたまでで、それは実体を欠いたクラシカル・アロージョンにすぎなかった。

ところがそのわずか十年後の青龍四年（二三六）五月、実際に「肅慎」と称する民族が魏に朝貢することになる。『三国志』魏書・明帝紀によると、このとき「肅慎」は『国語』にその産物として記される楛矢を献上している。『魏志』陳留王紀によると、ついで景元三年（二六二）四月にも朝貢し、やはり楛矢などを献上している。

翌景元四年（二六三）、蜀に出征した鍾会は「檄蜀文」を書いて「布政垂惠而萬邦協和、施徳百蠻而肅慎致貢」と説き、敵国の蜀に対して、魏帝の徳が「肅慎」を招いたことを揚言した。だがこのとき司馬氏の晋による革命はわずか二年後に迫っており、魏の命運は風前の灯だった。鍾会も司馬昭の懐刀として反司馬派の弾圧に暗躍した人物である。

「肅慎」の第二次朝貢に関して、『晋書』文帝紀は「三年夏四月、肅慎來獻楛矢・石磐・弓甲・貂皮等。天子命歸於大將軍府」、『晋書』東夷伝・肅慎氏（卷九十七）は「及文帝（司馬昭）作相、魏景元末、來貢楛矢・石磐・弓甲・貂皮之屬。魏帝詔歸於相府」と記し、「肅慎」の貢納品が大將軍司馬昭の府に納められたことに言及する。これは『尚書』の「歸禾」の序に「唐叔得禾、異畝同穎、獻諸天子。王命唐叔歸周公于東」とあるのと軌を一にし、司馬昭を周公になぞらえている。¹⁸ 第二次朝貢は、魏ではなく、魏から禅讓を受けようとする司馬氏のための演出だったことがわかる。

その実、魏に朝貢した「肅慎」は、古典中の肅慎とはなんのゆかりもない。『魏志』東夷伝に立伝される「挹婁」という民族こそ、本紀にいう「肅慎」にはかならない。そのことは挹婁伝の「其弓長四尺、力如弩、矢用楛、長尺八寸、青石為鏃。古之肅慎氏之國也」という記述によってわかる。挹婁はその地理と楛矢を使用する風習とを根拠に、古典中の肅慎に同定されたことになる。いたって根拠薄弱であり、その同定が政治的理由によって行われたことは明らかである。

第一次朝貢は、遼東に独立政権を築いていた公孫氏が景初二年（二三八）、魏によって滅ぼされる前夜であることが注意を引く。魏は遠交近攻的な発想から、遼東の公孫氏を「賄肅慎之命」の序の「東夷」に、遼東のかなたの挹婁を「肅慎」になぞらえたのだろう。ところが第二次朝貢のとき、司馬氏は「肅慎」を周公と遠夷の故事を構成する要素に仕立てることを思いついた。『鬼谷子』の注が語る故事は、越裳が周公に白雉を献上した周知の故事に、魏代の「肅慎」朝貢を重ねて創作されたものだろう。これは前漢の王莽が革命前に越裳の白雉献上を演出したのに学んだものである。¹⁹

越裳が周公に白雉を献上した故事は、前漢の伏生の『尚書大伝』に記される。伏生は秦の博士であり、漢の文帝のときに『今文尚書』を口述して、一旦散逸していた『尚書』を復活させた。『尚書大伝』は伏生の経説を弟子の張生や欧陽生がまとめたものである。

交趾之南有越裳國。周公居攝六年、制禮作樂。天下和平、越裳以三象重譯而獻白雉、曰「道路悠遠、山川阻深、音使不通、故重譯而朝」。成王以歸周公。公曰「德不加焉、則君子不饗其質。政不施焉、則君子不臣其人。吾何以獲此賜也」。

其使請曰、「吾受命吾國之黃考、曰、久矣、天之無別風淮雨。意者中國有聖人乎。有則蓋往朝之」。周公乃歸之於王、稱先王之神致、以薦於宗廟。周德既衰、於是稍絶⁽²⁰⁾。

王莽時の「越裳」の朝貢は、『漢書』平帝紀に、「元始元年（西暦一年）春正月、越裳氏重譯獻白雉一・黒雉二。詔使三公以薦宗廟。群臣奏言大司馬莽、功德比周公、賜號安漢公」と記され、王莽を周公になぞらえて、「周公」よろしく国号を含む「安漢公」という称号を贈る呼び水となった。「越裳」の白雉献上の裏面の事情は『漢書』王莽伝上の以下の記述に詳しい。

莽色厲而言方、欲有所為、微見風采。黨與承其指意而顯奏之。莽稽首涕泣、固推讓焉。上以惑太后、下用不信於衆庶。始風（諷）益州、令塞外蠻夷獻白雉。元始元年正月、莽白太后下詔、以白雉薦宗廟。……於是群臣乃盛陳「莽功德致周成白雉之瑞、千載同符。聖王之法、臣有大功則生有美號。故周公及身在而託號於周。莽有定國安漢家之大功、宜賜號曰安漢公、益戸、疇爵邑。上應古制、下準行事、以順天心」。

挹婁と「肅慎」の同定に客観的な根拠がなかったように、王莽も益州にそれとなく言い含めて白雉を調達させ、それを「越裳」が白雉を献上したと喧伝したにすぎない。

王莽の作爲はこれだけではない。後漢の王充の『論衡』には「暢草生於周之時、天下太平、倭人來獻暢草」（異虚篇）、「周時天下太平、越裳獻白雉、倭人貢鬯草」（儒増篇）、「成王之時、越裳^{マツ}獻雉、倭人貢暢」（恢国篇）という記事があり、周の成王のときに越裳とともに倭人も来朝して鬯草（暢草）を献上したという、前代未聞の故事が伝えられている。王莽時、倭人が朝貢した事実があり、それを成王時に加上したのがこの故事と考えられる。王莽時の倭人朝貢は史書に明証はないが、『漢書』王莽伝上が元始五年（西暦五年）に繋げる、つぎの三つの事件と『論衡』とを総合して判断すると、その可能性が浮き彫りになる。

五月、王莽はいわゆる「九錫」を賜り、そのなかに「秬鬯二亩」があった。「秬鬯」は鬯草を原料とする醸造酒である。

九錫とは天子が功績のある諸侯に賜う九種の品であり、魏晉南北朝時代には、これを賜ることが禪讓革命のスケジュールに組みこまれて定例化し、革命実現前の最大のイベントとなる。

秋、王莽は王太后に上奏して、「太后秉統數年、恩澤洋溢、和氣四塞、絶域殊俗、靡不慕義。越裳氏重譯獻白雉、黄支自三萬里貢生犀、東夷王度大海奉國珍、匈奴單于順制作去二名」と述べた。傍線部に記す東夷の王が海を越えて宝物を献上したことはほかに見えないが、「越裳」の白雉献上、黄支国の犀献上、匈奴の烏珠留單于が一字名に改名したことは、『漢書』王莽伝のほかの箇所や平帝紀などに裏づけを得られる史実だから、東夷の王の朝貢も対応する史実があつたはずだ。

十二月、漢の平帝が崩御すると、群臣は王太后に上奏して、王莽を「仮皇帝」および「攝皇帝」に立たせることを請うた。その奏文に『尚書』の「嘉禾」の佚文を引いて「周公奉鬯立于阼階、延登。贊曰、假王莅政、勤和天下」という。

周公の故事（イ）と王莽の史実（ロ）とを分けて整理しよう。

イ…周の成王のとき、「倭人」が「鬯草」を献じ（『論衡』）、周公は「鬯」を奉じて「仮王」となった（ ）。

ロ…漢の平帝のとき、「東夷王」が「国珍」を献じ（ ）、王莽は「秬鬯」を賜り（ ）、「仮皇帝」となった（ ）。

イとロを重ね合わせると、「東夷王」には倭王、「国珍」には鬯草が代入できる。イの故事が王莽以前に存在したかは疑わしく、倭王の朝貢という現在の事件を成王時に加上して故事を創作したのではないかと考えられる。これは司馬晋が「肅慎」＝挹婁の朝貢をもとに、周公時の肅慎と指南車の故事を創作する前蹤となった。

四 斉明朝の「肅慎」入朝

『尚書大伝』には「周公居攝六年、制禮作樂。天下和平、越裳以三象重譯而獻白雉」という記事があり、革命前の王莽を周公になぞらえて安漢公とするのに利用された。『尚書大伝』のこの文は王莽にかぎらず歴代の新王朝樹立者たちに、王朝

交替を正当化する歴史的根拠を提供したと考えられる。以下、間嶋潤⁽²¹⁾にしたがい、「周公居攝六年」「制禮作樂」「天下和平」「越裳……獻白雉」が『尚書大伝』のコンテキストにおいていかなる脈絡で結ばれているのか、見てみよう。

第一に「越裳……獻白雉」は「天下和平」の実現の結果である。このことは、『尚書大伝』のつぎの記事（『尚書』佚篇「嘉禾」の解説）に明示される。

成王時、有苗異莖而生、同為一稷。人有上之者。王召周公而問之。公曰、「三苗為一穗、抑天下共和為一乎」。果有越裳氏重譯而來。

「天下共和為一」「天下和平」の実現を神秘レベルで証明するのが祥瑞の嘉禾（三苗一穗の稲）であり、人事レベルで証明するのが越裳の朝貢なのである。

第二に「居攝六年」という年は「制禮作樂」にかかる。このことは『尚書大伝』が設ける「周公攝政、一年救亂、二年克殷、三年踐奄、四年建侯衛、五年營成周、六年制禮作樂、七年致政成王」という周公攝政のタイムテーブルによって裏づけられる。「居攝六年」の「制禮作樂」は『尚書大伝』だけでなく、『礼記』明堂位にも「武王崩、成王幼弱、周公踐天子之位以治天下。六年、朝諸侯於明堂、制禮作樂、頒度量、而天下大服。七年、致政於成王」とある。『礼記』によると、居攝六年は諸侯が入朝した年でもある。越裳の白雉献上は、海内がこぞって周に帰服したことを最遠の夷狄の朝貢をもって象徴するものである⁽²²⁾。

「周公居攝六年、制禮作樂。天下和平、越裳以三象重譯而獻白雉」は、時間軸上に並べると「天下和平」「越裳……獻白雉」「周公居攝六年、制禮作樂」という順になり、「天下和平」が実現し、その結果、最遠の越裳までもが朝貢したので、居攝六年の「制禮作樂」事業に踏み切ったと読み解ける。『礼記』樂記に「王者功成作樂、治定制禮、其功大者其樂備、其治辯（遍）者其禮具」とあるように、「制禮作樂」は功業の成就、治世の安定を果した王者が着手すべき事業だった。

現実には「制禮作樂」は王莽が好んだように⁽²³⁾、革命王権のスローガンとなった。革命は制度の改革をとまなうからである。

いわゆる「改正朔、易服色、制禮作樂」である。越裳の白雉献上は「制礼作樂」事業に承認をあたえるものであり、すなわち来たるべき革命に対する支持表明に等しい。中国において革命王権が、革命に先立ち、「越裳」の白雉献上、あるいはそのヴァリアントとしての「肅慎」の楛矢献上を演出した意図はここにある。

さて斉明六年の「肅慎」入朝と指南車製作である。肅慎と指南車はいずれも周公と遠夷の故事を構成する要素である。斉明六年という年も、『尚書大伝』や『礼記』が「制礼作樂」の年と定める周公の居撰六年に律儀に合わせたのだろう。これは斉明朝を継承する中大兄の王朝を「制礼作樂」＝革命の王権として位置づけるためのパフォーマンスである。

このパフォーマンスは斉明六年に事実、行われたと思われる。G条によると、このとき須弥山を造って「肅慎」を饗応し、同時に漏刻を造った。須弥山は噴水、漏刻は水時計であり、指南車と同様、中国伝来の当時の最先端技術を駆使した機械だった。この須弥山石の実物と漏刻の遺構が、斉明朝の宮都である飛鳥板蓋宮の西の地点で発見されており、須弥山と漏刻に関する斉明紀の記述が事実であることを証している。²⁴ 須弥山と漏刻の製作が事実なのだから、同時の指南車製作も事実だった可能性が高い。そして指南車は単なる珍奇な発明品ではなく、周公と遠夷の故事を構成する要素なのだから、指南車製作が事実なら、民族Xと「肅慎」の同名も同時に行われたはずである。よって革命王権としての位置づけは中大兄自身の意向に出ると考えられる。²⁵

中大兄は易姓革命を行うわけではないのだから、これは奇異に思えるかもしれない。だが万世一系の觀念が未確立の当時、日本の歴史叙述は中国の革命史觀の支配下にあった。六朝の史書の主流は、一個の王朝の断代史である正史ではなく、「帝紀」と呼ばれる、王朝の更迭をあつかう通史であり、²⁶ なかでも晋の皇甫謐の『帝王世紀』は『書紀』の史觀に決定的な影響をあたえた。²⁷ 『書紀』が、武烈天皇から継体天皇への大王位継承を放伐革命として描き、皇極天皇から孝徳天皇への大王位継承を禅讓革命として描くゆえんである。

ここで『帝王世紀』を問題とするのは、同書が周公と越裳に関する記事を含んでいたと推測できるからである。現在、

『帝王世紀』は散逸しており、その輯本²⁸に直接、越裳に言及する佚文はない。だが『文心雕龍』練字篇が、『尚書大伝』の越裳記事中の「別風淮雨」を『帝王世紀』は「列風淫雨」に作ることを問題にしているので、『帝王世紀』にも『尚書大伝』とほとんど同文の越裳記事が収められていたことになる。『帝王世紀』の影響力を考えると、七世紀後半の日本人は越裳の故事を『尚書大伝』ではなく『帝王世紀』によつて知った可能性も否めない。なお『鬼谷子』に注をつけたのも皇甫謐なので、『鬼谷子』注の肅慎と指南車の故事は、同じ著者の『帝王世紀』にも採録されていたと想像する余地もある。少なくとも成王時の肅慎の楛矢献上に触れる佚文は存在する（『北堂書鈔』卷百六十、『初学記』卷五）。

ただ中大兄を革命王権として叙述する意志は『書紀』の述作者にはなかったと思われる。C条の「是歳、越國守阿倍引田臣比羅夫討肅慎、獻生羆一・羆皮七十枚。沙門智踰造指南車」という、そつけない書きぶりから、「肅慎」と指南車の不可分の関係を読み取るのは困難である。さらに『書紀』は指南車製作の繫年をあやまつたうえに重出させる。『書紀』述作者は「肅慎」入朝と指南車製作が暗示するものに無理解ないし無関心だったと考えざるをえない。

同種の態度が中大兄の「摂政」と律令制定にも向けられる。『書紀』と文献的に兄弟の關係にある²⁹藤氏家伝「鎌足伝は、齊明崩御の翌年に「皇太子攝政」と記し、後文に「攝政六年春三月、遷都于近江國。七年正月、即天皇位」と記す。また天智即位元年のあと、即位二年（鎌足の死の年）のまえに律令制定に関する記事を載せる。

先此、帝令大臣（鎌足）撰述禮儀、刊定律令。通天人之性、作朝廷之訓。大臣與時賢人、損益舊章、略為條例。一崇敬愛之道、同止奸邪之路。理慎折獄、德洽好生。至於周之三典、漢之九篇、無以加焉。

「先此」とは中大兄の即位前、「摂政」時期を指すだろう。齊明崩後、中大兄の即位を阻んだ現実の事情や「摂政」の実態がどういうものだったのか、という疑問はさておき、歴史叙述としては、それは周公の摂政に読み替えられ、律令制定は中大兄の「制礼作樂」事業として位置づけられているのである。

だが『書紀』は中大兄の「摂政」と律令制定に対し沈黙を守る。『書紀』は齊明崩後に「皇太子素服稱制」（この七字は鎌

足伝にもある」と記したあと、「摂政」について一言もないため、中大兄は即位まで「称制」していたように読める。むしろ「摂政」と「称制」に実質的なちがいはないが、象徴的意義には異なるものがある。「摂政」は周公への連想を喚起するが、「称制」はそうではないのだ。

中大兄の「摂政」と律令制定を黙殺し、「肅慎」と指南車の意義を理解しない『書紀』は、中大兄を革命王権とする史観に対して、意識的にも無意識的にも拒絶する態度を示しているといえる。

五 孝徳朝の白雉献上

『書紀』が中大兄に替えて革命王権の地位をあたえるのは孝徳天皇である。皇極から孝徳への大王位継承は、『書紀』では中国の禅譲革命に見立てられている。それは孝徳即位前紀の「天豐財重日足姫天皇（皇極）授璽綬禪位、策曰、咨、爾輕皇子（孝徳）、云云」という文が、『三国志』魏書・文帝紀、漢の献帝が魏王曹丕に禅譲したときの「〔漢帝〕使兼御史大夫張音持節奉璽綬禪位、冊曰、咨、爾魏王、……」という文を出典とすることに表れている。

また『書紀』は天皇の代替りの際の称元は踰年法を使用するのが通例なのに、孝徳の即位の際には立年法を使用する。これは漢の禅譲を受けて即位した曹丕が、年内に漢の最後の年号「延康」を廃して魏の「黄初」に改元したことになるものだろう。これに対し奈良末、平安初の成書の『曆録』は、乙巳年の前年に皇極はすでに孝徳に譲位していたとし、乙巳年の孝徳称元を踰年称元として処理する。『書紀』の記す孝徳の立年称元に対する抵抗感がこのような操作を要したのだろう。裏返せば『書紀』が孝徳に立年称元させるのは、それだけ強い主張が籠められているということである。

同様に白雉元年紀の白雉献上は、越裳の白雉献上を連想させるので、孝徳朝を革命王権として叙述する一環のはずである。孝徳紀の記すところでは、大化六年（六五〇）二月、穴戸（長門）国司草壁連醜経が白雉を献じ、これを記念して改元し、

大化六年は白雉元年となった。『書紀』の白雉献上に関する記事は、八百二十八文字にもおよぶ長文なので、適宜省略して引用する。固有名詞に傍線を引く。

二月庚午朔戊寅（九日）、穴戸國司草壁連醜經獻白雉曰、「國造首之同族贄、正月九日、於麻山獲焉」。於是問諸百濟君。百濟君曰、「……」云云。又問沙門等。沙門等對曰、「……」。道登法師曰、「……」。僧旻法師曰、「此謂休祥、足為希物。伏聞、王者旁流四表、則白雉見。又王者祭祀不相踰、宴食衣服有節、則至。又王者清素、則山出白雉。又王者仁聖、則見。又周成王時、越裳氏來獻白雉曰、吾聞國之黃考曰、久矣、無別風淫雨、江海不波溢、三年於茲矣。意中國有聖人乎。蓋往朝之。故重三譯而至。又晉武帝咸寧元年、見松滋。是即休祥。可赦天下」。是以白雉、使放于園。

甲申（十五日）、朝廷隊伍如元會儀。左右大臣百官人等為四列於紫門外。以粟田臣飯蟲等四人、使執雉輿、而在前去。左右大臣乃率百官及百濟君豐璋・其弟塞城・忠勝・高麗侍醫毛治・新羅侍學士等、至中庭。使三國公麻呂・猪名公高見・三輪君甕穗・紀臣乎麻呂岐太四人、代執雉輿、而進殿前。時左右大臣就執輿前頭、伊勢王・三國公麻呂・倉臣小尿執輿後頭、置於御座之前。天皇即召皇太子、共執而觀。皇太子退而再拜、使巨勢大臣奉賀曰、「……」。奉賀訖再拜。詔曰、「……」。又詔曰、「……所以大赦天下、改元白雉」。仍禁放鷹於穴戸堺。賜公卿大夫以下、至于令史、各有差。於是褒美國司草壁連醜經授大山、并大給祿、復穴戸三年調役。

この大仰な記事のすべてが事実とは考えられない。だが白雉を献上した草壁連醜經、祝賀の儀式に参加した粟田臣飯虫、高麗侍醫毛治、三輪君甕穗、倉臣小尿は、『書紀』のほかの箇所や他文献に一切見えず、これらの人名がまったく無根拠とは思えないので、白雉が献上され、儀式が行われたことは事実と認めてよいだろう。

白雉元年の白雉献上が事実なら、それは孝徳の利益に奉仕するものだったはずだ。中大兄が乙巳の変によって専制体制を確立し、孝徳はその傀儡にすぎなかったとの理解は過去のものになりつつある。門脇禎二は、孝徳は乙巳の変の前後をとおして一貫して政界の実力者であり、特に大化五年（六四九）の蘇我石川麻呂討滅事件を契機として独自路線を強めたと考え

た。⁽³⁵⁾ 門脇の孝徳評価はその後、八木充らの白雉年間の孝徳の独自路線を重視する方向と、遠山美都男らの乙巳の変における孝徳の役割を重視する方向とに発展した。⁽³⁷⁾ 遠山は、乙巳の変や「大化改新」に参与した人物の地理的基盤を洗い出して、孝徳との地縁による結合を明らかにしたが、白雉献上においても、献上者の草壁連醜経を始めとする関係者の多くが孝徳とのかかわりを有することを指摘している。⁽³⁸⁾

だが白雉献上が孝徳の自作自演だとしても、その意図が革命王権の演出にあるかどうかはいまひとつはっきりしない。孝徳自身の意図がはっきりしないだけでなく、実は『書紀』も革命王権の叙述に徹しているとはいいたい。白雉記事には周公と遠東の故事を構成する要素が不足しているのである。中大兄が民族Xを「肅慎」に仕立てたように、「越裳」が登場すれば話は簡単なのだが、そうではない。白雉献上が孝徳の即位六年なのは周公の居撰六年になぞらえたと思われるが、偶然の可能性も排除できない。

そのうえ、『書紀』は白雉の祥瑞としての面をあまりにも強調しすぎる。「嘉瑞」の語は二度、「祥瑞」は三度、「休祥」は六度も用いられる。だが白雉は祥瑞としてはランクが低く、『延喜式』巻二十一は『唐六典』巻四にもとづき、中瑞に格づけする。「越裳」という要素と結びつき、周公と遠東の故事を構成することではじめて重大な意義をもつ。『尚書大伝』において「天下和平」に応ずる祥瑞はあくまで嘉禾であって、白雉ではない。『抱朴子』外篇・詰鮑篇が「夫周室非乏玉、而須王母之環以為膏。非儉膳、而渴越裳之雉以充庖也。所以貴之者、誠以斯物為太平、則上無苛虐之政、下無失所之人」と説くゆえんである。

筆者は祥瑞の面の強調は『書紀』編纂の最終段階でなされたことであり、本来の主旨とは異なると考える。

孝徳紀は二段階の編纂を経ている。森博達は、音韻論と倭習から『書紀』三十巻を正格漢文で書かれた巻（群）と変格漢文で書かれた巻（群）とに区分し、群が中国人によって先行して編修され、群は日本人によって続修されたと結論づけた。本稿にかかわる巻では、皇極紀から天智紀までが群、天武紀が群である。ただし孝徳紀は群のなかでは例外

的に倭習が多い。群全体で誤用はあわせて二十一例あるが、うち十二例が孝徳紀の詔勅に集中する。そこで森は、孝徳紀は『書紀』編纂の最終段階で日本人によって加筆されたと結論づけた⁽³⁹⁾。

白雉記事も、祥瑞の面が強調される現在の形は、『書紀』編纂の最終段階で成立したものと考えられる。最終段階で白雉を祥瑞として強調するという新しい方針のもとに加筆が行われたため、白雉記事本来の主旨である革命王権の叙述がぼやけてしまったのだろう。ではなぜ編纂の最終段階で祥瑞の面の強調という新方針が採択されたのか。

岡田芳朗は、白雉献上から「白雉」改元に至る経過が奈良朝の祥瑞改元と酷似することを指摘している⁽⁴⁰⁾。祥瑞は養老四年(七二〇)の『書紀』撰上時、改元の主要な理由である。七〇一年の大宝から七四九年の天平感宝までの初期八年号はいずれも祥瑞改元によって建てられた。代始改元は七一五年の靈龜から行われるようになるが、それとて祥瑞改元を兼ねており、祥瑞をとまわずに代始を単独の理由とする改元は七四九年の天平勝宝を待たねばならず、それ以後も祥瑞は八世紀をとおしてもっとも主要な改元理由だった⁽⁴¹⁾。

だが七世紀には、祥瑞が頻出した天武・持統朝でさえ祥瑞改元がないのだから、それを遡る孝徳朝に「白雉」改元が行われたか、はなはだ疑問である。「白雉」年号は金石文や出土史料に徴証が得られない。白雉三年に該当する紀年銘木簡が出土しているが、壬子という干支を記すにすぎない⁽⁴³⁾。坂本太郎と所功は、『続日本紀』巻一・文武天皇四年(七〇〇)三月己未条、道昭和尚の伝記に「孝徳天皇白雉四年」とあり、また『新唐書』巻二百一十・東夷伝・日本に「永徽初、其王孝徳即位、改元曰白雉」とあるのをもって、「白雉」年号施行の裏づけとする⁽⁴⁴⁾。だがともに「孝徳」という漢風諡号が用いられるし、『新唐書』にいたっては雍熙元年(九八四)に入宋した兪然が宋の太宗に献上した『王年代記』にもとづくから⁽⁴⁵⁾、『書紀』成立以前の史料を反映しているとはいえず、「白雉」年号が実施された証拠とはならない。『書紀』の記す「白雉」改元は八世紀の祥瑞改元を孝徳朝に加上した造作の疑いが濃い⁽⁴⁶⁾。

筆者は「白雉」改元にとどまらず、白雉記事全体が祥瑞に関する令の制度に合わせて再構成されたと考える。それは「改

新詔」を『大宝令』によつて潤色あるいは造作したように、律令政治の出発点を孝徳朝と「大化改新」に求める史観にしたがつて、令制的な祥瑞の起源を孝徳朝の白雉献上に措定するための作為である。白雉献上は推古五年紀と天武二年紀にも見えるのに、ひとり白雉元年紀のみがかくも盛大な潤色を施された理由がここにある。

令制下の祥瑞の典型を伝える史料として、『続日本紀』から、元正天皇養老七年（巻九）と聖武天皇天平三年（巻十一）の詔勅を挙げよう。⁽⁴⁷⁾

今年九月七日、得左京人紀家所獻白龜。仍下所司、勘檢圖謀。奏稱「孝經援神契」曰、天子孝、則天龍降、地龜出。『熊氏瑞應圖』曰、王者不偏不黨、尊用耆老、不失故舊、德澤流洽、則靈龜出。是知、天地靈貺、國家大瑞」。寔謂、以朕不徳、致此顯貺。宜共親王諸王公卿大夫百寮在位、同慶斯瑞。仍曲赦、出龜郡免今年租調。……（養老七年十月乙卯詔）

朕君臨九州、字養萬姓。日仄忘膳、夜寐失席。粵得治部卿從四位上門部王等奏稱「甲斐國守外從五位下田邊史廣足等所進神馬、黒身白髮尾。謹檢『符瑞圖』曰、神馬者河之精也。『援神契』曰、德至山陵、則出神馬。實合大瑞者」。斯則宗廟所輸、社稷所貺。朕以不徳何堪獨受。天下共悦、理允恒典。宜大赦天下、賑給孝子順孫、高年鰥寡、憫獨不能自存者。獲馬人進位三階。免甲斐國今年庸、及出馬郡庸調。其國司史生以上并獲瑞人、賜物有差。（天平三年十二月乙未詔）

右の詔勅には、所司（治部省）が文献に照らして当該祥瑞出現の条件を奏上するくだり（傍線部）が共通して見られる。これは孝徳紀の白雉記事において僧旻が諮問に答えて「伏聞、王者旁流四表、則白雉見。又王者祭祀不相踰、宴食衣服有節、則至。又王者清素、則山出白雉。又王者仁聖、則見」と説くのとよく似ている。僧旻の発言が引用書名を省略して「又」で区切る点は異なるが、「王者旁流四表、則白雉見」は『春秋感精符』、「王者祭祀不相踰、宴食衣服有節、則至」は『孝經援神契』の佚文であることが、『藝文類聚』祥瑞部下・雉類（巻九十九）によつてわかる。これらは治部省の奏文が引用するのと同じか同類の書（緯書）である。

僧旻の発言の出典として、小島憲之はここでも『藝文類聚』を想定しているが、『藝文類聚』には見えない条文や字句もあり、不都合である。⁽⁴⁸⁾ さりとて『太平御覧』とも合致しないので、『修文殿御覧』もこの場合は不適當である。筆者は『書紀』述作に利用された類書は『太平御覧』の藍本系類書と認めるが、僧旻の発言の述作にかぎっては、治部省が奏文の起草に実用していた「図謀」(養老七年詔)が利用されたと考ええる。むろん例外の適用には慎重であるべきだが、この場合、白雉記事全体が祥瑞に関する令の制度に則するという上位の状況が、下位の僧旻の発言の出典を優先的に決定するだろう。

「図謀」とは、特定の典籍ではなく、諸書から祥瑞関係の記述を抜き書きした、切り抜き帳やメモ帳程度の簡便なものだろう。僧旻の発言中の「晉武帝咸寧元年、見松滋」は、周の成王時につく白雉出現の代表例に選ばれた理由がわからないが(近い文が『宋書』符瑞志下にあるが、漢以降の二十二例中のひとつにすぎず、特権的な意義を有しない)、切り抜き帳やメモ帳にたまたま書き留められていた例にすぎないと考えれば説明がつく。

ただ治部省の奏文には「國家大瑞」(養老七年詔)、「實合大瑞者」(天平三年詔)というように、祥瑞のランク(大瑞・上瑞・中瑞・下瑞)の判定があるのに、僧旻の発言にはない。これは白雉のランクが中瑞であることが、はばかられたのだろう。『養老儀制令』には「凡祥瑞應見、若麟鳳龜龍之類、依圖書合大瑞者、隨即表奏。上瑞以下、並申所司、元日以聞」との規定がある。これによれば中瑞の白雉は翌年の元日を待って進献すべきものであり、即時奏瑞は規定に反する。白雉献上の儀式が「朝廷隊伍如元會儀」と記され、強いて元日朝賀に見立てられるのは、中瑞の白雉献上を令の規定に抵触せず到大瑞相当の奏瑞として叙述するための操作であると考えられる。

ところがこの制度は、『令集解』巻二十八が引く『治部例』によると、養老四年(七二〇)正月の辨官口宣によって確定した。『書紀』撰上は同年の五月である。白雉記事の再構成は『書紀』撰上の直前に、祥瑞の法制化と連動して、それに歴史的根拠をあたえるために行われたのだろう。

以上が、白雉記事の祥瑞の面が強調された背景である。白雉記事が反映する祥瑞の規定が『書紀』撰上と同年に法制化さ

れたことは、祥瑞の面の強調が『書紀』編纂の最終段階、孝徳紀に大量の倭習を残した加筆によることを裏づける。先行する群述作の段階では祥瑞はここまで強調されず、孝徳朝を革命王権として描く方針に沿って、周公と遠夷の故事を連想させる叙述が行われていたはずである。

ただ孝徳朝を革命王権として位置づけることが、白雉献上の当時、孝徳自身によって行われていたかどうかについては判断を保留する。したがって中大兄の革命王権演出との関係も、中大兄が孝徳を模倣した、『書紀』述作者が中大兄から孝徳に移した、の二とおりの可能性が考えられるが、後考を俟ちたい。

〔註〕

- (1) 阿倍比羅夫北征の研究史については、児玉作左衛門「阿倍臣比羅夫の渡鳥遠征」(一九六八、一九七〇年初出)、明治前日本科学史刊行会編『明治前日本人類学・先史学史 アイヌ民族史の研究(黎明期)』(日本学術振興会、一九七二年)。熊谷公男「阿倍比羅夫北征記事の研究史的検討」、東北学院大学論集『歴史学・地理学』第十六号(一九八六年)。小口雅史「渡嶋再考」、国立歴史民俗博物館研究報告『第八十四集(二〇〇〇年)』を参照。
- (2) 津田左右吉「肅慎考」(一九二五、一九二六年初出)、『津田左右吉全集』第二卷(岩波書店、一九六三年)。
- (3) 工藤雅樹「古代蝦夷の社会 交易と社会組織」、『歴史評論』第四百三十四号(一九八六年)、二二頁。
- (4) 津田、前掲論文、二七九―二八一頁。
- (5) 阿倍比羅夫北征の史料批判として重要な業績は、坂本太郎「日本書紀と蝦夷」(一九五六年初出)、『古事記と日本書紀(坂本太郎著作集第二卷)』(吉川弘文館、一九八八年)。および熊谷公男「阿倍比羅夫北征記事に関する基礎的考察」、高橋富雄編『東北古代史の研究』(吉川弘文館、一九八六年)である。
- (6) 井上光貞「飛鳥の朝廷」(講談社学術文庫、二〇〇四年(一九七四年初版))第九章・第二節「阿倍比羅夫の東北経営」、四〇六頁。
- (7) 板橋源「阿倍臣肅慎征討年代考」、『岩手大学学芸学部研究年報』第一卷(一九五〇年)。
- (8) 「春正月壬寅朔、高麗使人乙相賀取文等一百餘泊于筑紫」(斉明六年紀)。「夏五月辛丑朔戊申、高麗使人乙相賀取文等到難波館」(同)。「秋七月庚子朔乙卯、高麗使人乙相賀取文等罷歸」(同)。
- (9) ジョセフ・ニードム(中岡哲郎他訳)『中国の科学と文明』第八卷(思索社、一九七八年)、三八〇―四〇二頁。
- (10) 関晃「東漢直一族」(一九六五年初出)、『古代の帰化人(関晃著作集第三卷)』(吉川弘文館、一九九六年)、二二六―二二八頁。岸俊男「大匠・倭漢氏」(一九八二年初出)、『古代宮都の探究』(塙書房、一九八四年)。

- (11) C条とは別に天智五年(六六六)是歳条にも「倭漢沙門智由獻指南車」とあり、指南車の記事は重出する。そもそも天智紀には六年前後の間隔において同事重出する現象がある。これは中大兄が斉明天皇崩後、大王を空位にして「摂政」し、六年後に即位したことに起因する。坂本太郎「天智紀の史料批判」(一九五五年初出)、坂本、前掲書、三一四—三一六頁を参照。六年間隔の同事重出は天智紀のなかだけでなく斉明紀にもまたがる。例えば伊勢王の薨去は斉明七年六月と天智七年六月に重出し、その間隔は六年である。指南車のふたつの記事の間隔は八年だが、C条を板橋の説のように斉明四年から六年に移したなら、間隔は六年になる。つまり指南車の記事も中大兄の「摂政」と即位の問題にかかわって重出した可能性が高い。
- (12) 河村秀根・益根の『書紀集解』もC条の出典として『鬼谷子』注を引く。
- (13) 小島憲之『上代日本文学与中国文学』上巻(塙書房、一九六二年)、三九〇—三九五頁。
- (14) 森鹿三「修文殿御覽について」(一九六四年初出)、『本草学研究』(武田科学振興財団杏雨書屋、一九九九年)。
- (15) 小島、前掲書、三七四—三九〇頁。
- (16) 勝村哲也「修文殿御覽天部の復元」、山田慶児編『中国の科学と科学者』(京都大学人文科学研究所、一九七八年)、六四六—六四八頁。山田英雄『日本書紀』(教育社歴史新書〔現ニユートプレス歴史新書〕、一九七九年)、九—九二頁。神野志隆光『古代天皇神話論』(若草書房、一九九九年)第二章・付論「冒頭部と三五曆紀」(一九九二年初出)。
- (17) 勝村、前掲論文、六四九—六七三頁。
- (18) 津田、前掲論文、二七九頁。
- (19) 池内宏「肅慎考」、『滿鮮史研究』上世、第一冊(吉川弘文館、一九五一年)、四一六—四一八頁。
- (20) 『尚書大伝』の引用は、皮錫瑞『尚書大伝疏証』を底本とする。
- (21) 間嶋潤一「鄭玄『尚書注』と『尚書大伝』」、周公居攝の解釈をめぐって、『東洋史研究』第六十巻第四号(二〇〇二年)、九三—九七頁。ただし一部、鄙見によって間嶋の解釈を改めたところがある。
- (22) 『太公金匱』(『藝文類聚』巻五十九引)に、太公望が周に入朝しない諸侯を呪詛したので、「四夷聞乃懼、越裳氏獻白雉」とあるのも、これを裏づける。
- (23) 東晋次『王莽 儒家の理想に憑かれた男』(白帝社、二〇〇三年)、一三七—一三八頁。
- (24) 須弥山と漏刻については、今泉隆雄「飛鳥の須弥山と齋槻」(一九九二年初出)および「飛鳥の漏刻台と時刻制の成立」(一九九三年初出)、『古代宮都の研究』(吉川弘文館、一九九三年)を参照。
- (25) 後円融天皇康暦二年(一三三〇)の記事をもって摺筆する『皇代記』(群書類従本)の天智天皇条が、中大兄が斉明天皇の禅譲を受けたことをいい(孝徳大化元年六月為太子、辛酉七月受禪、元年壬戌即位)、またその御世に白雉の献上があったことをいう(四年五月五日、自常陸國進白雉并生角馬)のは、中大兄を革命王権として位置づける史観をはるか後代においても継承するものである。
- (26) 戸川芳郎「帝紀と生成論」(一九七六年初出)、『漢代の学術と文化』(研文出版、二〇〇二年)。

- (27) 角林文雄『日本書紀』・『古事記』冒頭部分と中国史書』、『京都産業大学日本文化研究所紀要』第六号(二〇〇二年)。
- (28) 徐宗元『帝王世紀輯存』(中華書局、一九六四年)。
- (29) 坂本太郎『大化改新の研究』(一九三八年初版)第一編・第三章・第六節、『大化改新(坂本太郎著作集第六卷)』(吉川弘文館、一九八八年)、四五―四六頁。
- (30) 中西進『天智伝』(中公文庫、一九九二年(一九七五年初版))、一九〇頁。
- (31) こういつたからといって『近江令』の実在を主張したいわけではない。ただし『書紀』に『近江令』に関する記述がないことは、その実在を否定する根拠たりえない、とはいえる。
- (32) 小島、前掲書、三五〇頁。
- (33) 『聖徳太子伝暦』皇極三年条に「故天皇讓位於皇太子、自為皇祖母。是復『曆録』文也」とある。ここでいう「皇太子」は中大兄ではなく軽皇子(孝徳)を指すだろう。さきに挙げた『皇代記』皇極四年条にも「天皇讓位於輕太子」とある。
- (34) 坂本太郎他校注『日本書紀』下巻(岩波書店、一九六五年)、三二二頁(注一三)、三二四頁(注一、四、九、一一)。
- (35) 門脇禎二『大化改新』史論 上下巻(思文閣出版、一九九一年)。論及は全書を通じて見られるが、まとまった論は、下巻・第二章・第一節「大化改新」から壬申の乱へ(一九八一年初出)および付章・第四節「大化改新」の虚像と実像(一九七五年初出)。
- (36) 八木充「乙巳の変後の政権構成」(一九七三年初出)、「七世紀中期の政権とその政策」(一九七五年初出)、「難波遷都と海外情勢」(一九七八、一九八三年初出)、『日本古代政治組織の研究』(塙書房、一九八六年)。原秀三郎「孝徳紀の史料批判と難波朝廷の復元 二つの大化年号と孝徳即位をめぐる」、『日本古代国家史研究 大化改新論批判』(東京大学出版会、一九八〇年)。
- (37) 遠山美都男「乙巳の変の再構成 大化改新の新研究序説」(一九八九年初出)および「東国国司の構成と孝徳朝」(一九九四年初出)、『古代王権と大化改新 律令制国家成立前史』(雄山閣、二〇〇四年普及版)。同『大化改新』(中公新書、一九九三年)。篠川賢「乙巳の変と蘇我倉山田石川麻呂」(一九八三年初出)および「乙巳の変と「大化」の新政権」(一九九二年初出)、『日本古代の王権と王統』(吉川弘文館、二〇〇一年)。森公章「中臣鎌足と乙巳の変以降の政権構成」、『日本歴史』第六百三十四号(二〇〇一年)。中村修也『偽りの大化改新』(講談社現代新書、二〇〇六年)。
- (38) 遠山、前掲「東国国司の構成と孝徳朝」、一九八頁。
- (39) 森博達『日本書紀の謎を解く』(中公新書、一九九九年)、二〇六頁。
- (40) 岡田芳朗「年号の始行」、『日本の暦』(木耳社、一九七二年)、九二頁。
- (41) 佐藤宗諱「年号制成立に関する覚書」、『律令国家と天皇』によせて、『日本史研究』第百号(一九六八年)。
- (42) 天武十五年七月戊午の朱鳥改元は祥瑞の記録をとまなわない。『扶桑略記』巻五に「大倭國進赤雉、仍七月改為朱鳥元年」とあるのは、後世の祥瑞改元に則った推論だろう。
- (43) 高瀬一嘉「一九九六年出土の木簡 兵庫・三条九ノ坪遺跡」、『木簡研究』第十九号(一九九七年)。

- (44) 坂本太郎「白鳳朱雀年号考」(一九二八年初出)、『律令制度(坂本太郎著作集第七卷)』(吉川弘文館、一九八九年)、一三一頁。所功「大宝以前の公年号 諸説の再検討」(一九七八年初出)、『年号の歴史 元号制度の史的研究』(雄山閣、一九九六年増補版)、四一頁。
- (45) 河内春人『新唐書』日本伝の成立、『東洋学報』第八十六卷第一号(二〇〇四年)。
- (46) 「白雉」年号について考えるとき避けて通れないのが、いわゆる「白鳳」年号である。このふたつの年号の関係について、筆者はまだ確信的な見解を得られないが、現時点での考えを簡単に述べておく。「白鳳」年号は孝徳朝の白雉献上の年を元年とする年号である。白雉献上を祥瑞の歴史の画期とするために追建されたが、白雉が祥瑞としてのランクが低いことを忌避して、思い切つて大瑞の鳳凰に変更してしまつた。『書紀』は白雉記事にそぐわない「白鳳」年号に替えて「白雉」年号を造作した。だが「白雉」年号は『書紀』のなかだけで定められたことだったので、以後も朝野を問わず、世上に流布したのは「白鳳」年号のほうだった。『書紀』撰上直後の神亀元年(七二四)十月丁亥詔(『続日本紀』巻九)ですら、孝徳時代を表すのに「白雉」年号ではなく「白鳳」年号を用いるゆえんである。
- (47) 以下は多くを東野治之「飛鳥奈良朝の祥瑞災異思想」、『日本歴史』第二百五十九号(一九六九年)。および福原栄太郎「祥瑞考」、『ヒストリア』第六十五号(一九七四年)に負う。
- (48) 小島、前掲書、三七六 三七八頁。
- (49) 平秀道「日本書紀と讖緯思想 大化の改新前後の記載を中心として」、『国文学論叢』第七輯(一九六〇年)、六四 六五頁。